

屋外広告物の安全点検に関する指針（案）

平成29年7月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

目 次

1.はじめに	1
2.主な屋外広告物の種類と劣化等が起こりやすい箇所	2
(1) 突出看板	2
(2) 建植看板・アーチ看板	7
(3) 壁面看板	12
3.許可更新の際の安全点検報告書の提出等	16
(1) 点検箇所・点検項目	16
(2) 安全点検報告書による確認のための留意事項	21
(3) 所有者等における定期的な点検の実施	21
4.地方公共団体が安全パトロール等を行う場合の現地確認方法	25
(1) 望ましい確認箇所と確認方法	25
①突出看板	26
②建植看板・アーチ看板	28
③壁面看板	30
(2) 専門業者への現地確認調査の委託	32
(3) 異常を確認した場合の対応	32
5.地方公共団体の安全対策に係る取組事例	33
6.用語の解説	38

1. はじめに

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっている。平成27年2月には、札幌市においてビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、歩行中の女性の頭部に当たり重体となる事故が発生した。

これを受け、国土交通省において、屋外広告物の所有者等に対し、実効性のある点検の実施と老朽化による倒壊・落下のおそれがある広告物の速やかな撤去、改修等、適切な措置を講ずるよう指導することを地方公共団体に依頼するとともに、屋外広告物の落下等の事故が発生した場合の緊急連絡体制を構築した。また、屋外広告物の所有者向けに、日常管理の留意事項や日常点検のチェックポイント等をとりまとめた、「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」が屋外広告物適正化推進委員会によりとりまとめられた。

さらに、平成28年4月には、屋外広告物の所有者等による点検の促進、許可更新等の申請を行う場合の点検結果の提出義務化等を内容とする屋外広告物条例ガイドライン（案）を改正した。

今般の「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」は、屋外広告物の点検の実効性を高めるため、許可更新の際の安全点検報告書における点検箇所や点検項目等をとりまとめたものであり、地方公共団体の屋外広告物担当者が安全対策を推進する際の参考資料として活用されることを期待するものである。

2. 主な屋外広告物の種類と劣化等が起こりやすい箇所

突出看板、建植看板・アーチ看板、壁面看板の定義及び特性、劣化等が起こりやすい箇所を以下に示す。

(1) 突出看板

〈定義〉

- 「突出看板」とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、壁面から突き出して取り付けられたものをいう（袖看板ともいう）。

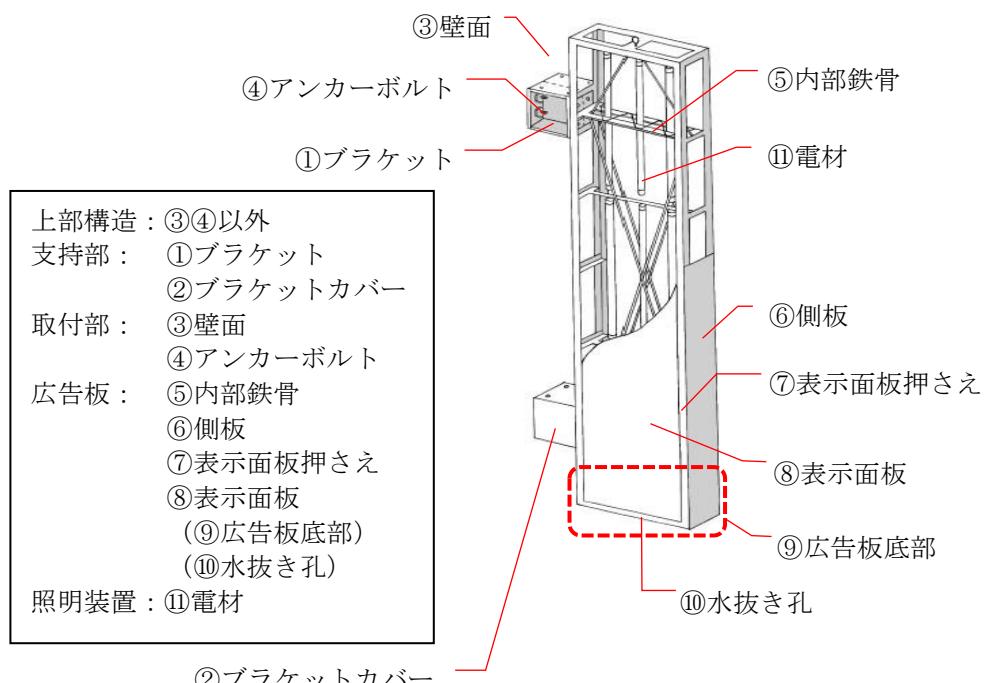
〈特性〉

- 突出看板は、風圧を受けやすい形状で支持部及び取付部にかかる負荷が大きいこと、広告板内部やブラケットカバーで覆われた支持部に結露水や浸入した水が滯水しやすく腐食しやすいため、常に風雨や直射日光等にさらされていることなどから、経年劣化しやすい。

■突出看板の例



■突出看板の各部の名称



※ 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではない。

(出典：屋外広告物点検技能講習テキスト Ver. 1.00 (平成 28 年 12 月、(公社) 日本サイン協会・(一社) 日本屋外広告業団体連合会) に加筆)

〈劣化等が起こりやすい箇所〉

(支持部・取付部)

- ・ ブラケットの変形やアンカーボルトのゆるみ・脱落は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・ ブラケット、アンカーボルトの腐食は、部材同士の隙間に浸入した水の滯水や塗装の劣化等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・ ブラケットカバーの変形や外れは、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、ブラケットカバー内部に水が浸入しやすい状態になる。ブラケットカバーは、水抜き孔を設けていない場合が多く、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって腐食が起こりやすく、ブラケットやアンカーボルトの腐食の要因ともなる。
- ・ 建物壁面の軀体の鉄骨やコンクリートの老朽化（さび、ひび）は、取付部にかかる負荷や建築材料の劣化によって起こり、屋外広告物本体や外壁ごと落下する要因となる。
- ・ 防水のため充填されたコーキングの劣化は、紫外線、熱、雨水等によって起こり、隙間から浸入した水で支持部や取付部が腐食し、広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

支持部

〈鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間〉



ブラケットの腐食が進行し、劣化した状態



ブラケットの腐食が進行し、劣化した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーにさびが進行した状態

■劣化等の状態



支持部が腐食した状態



支持部が腐食した状態

〈鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落〉



ボルトのゆるみや欠落した状態

取付部

〈アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形〉



壁面に取付部の汚ダレが見られる状態



所定の場所にアンカーボルトがない状態



所定の場所にアンカーボルトがない状態

〈溶接部の劣化、コーティングの劣化等〉

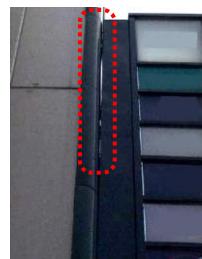


アンカーボルトのさびが進行し、ネジ山が欠損した状態



コーティングが劣化した状態

〈取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常〉



壁面との間に隙間が生じた状態

(広告板)

- 広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となる。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滯水の要因となる。
- 側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となる。
- 側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となる。

- ・アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となる。
- ・アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となる。

■劣化等の状態

広告板

〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面板が欠落した状態



表示面板が外れかかり、押された表示面板押さえが変形した状態



表示面の塗装が剥離、箱文字の落下も懸念される状態

〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



側板底面が腐食、破損、変形した状態



側板の腐食が進行した状態



側板底面が腐食、破損した状態



側板底面が腐食、破損した状態



側板底面にさびが発生した状態



側板底面が破損した状態



表示面板押さえが変形した状態



側板底面が欠損した状態



ビスが欠落し、側板が外れかかった状態

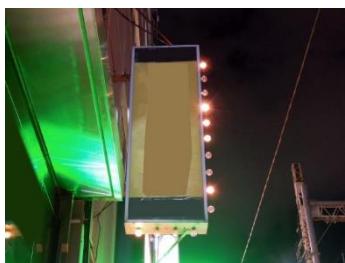
(照明装置)

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となる。ひいては火災や感電等の事故の要因となる。

■劣化等の状態

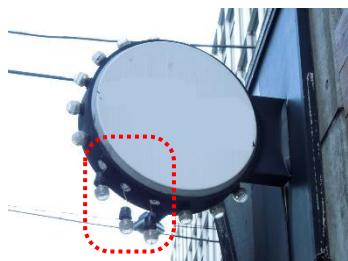
照明装置

〈照明装置の不点灯、不発光〉



ランプ球の一部が不点灯の状態

〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉



ソケットが垂れ下がった状態

(付属部材)

- 振れ止め棒の外れや変形は、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、支持部の強度が保てず広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

付属部材

〈付属部材の腐食、破損〉



振れ止め棒が変形した状態

(2) 建植看板・アーチ看板

〈定義〉

○「建植看板」とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、地上に建てられたものをいう（野立看板、自立広告物、または形状によりポール看板ともいう。ただし、「アーチ看板」を除く）。

○「アーチ看板」とは、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、路上等の空中を横断しアーチ状に建植された物件を利用して、広告内容を表示するものをいう。基本構造は、建植看板に準ずる。

■建植看板・アーチ看板の例



建植看板

アーチ看板

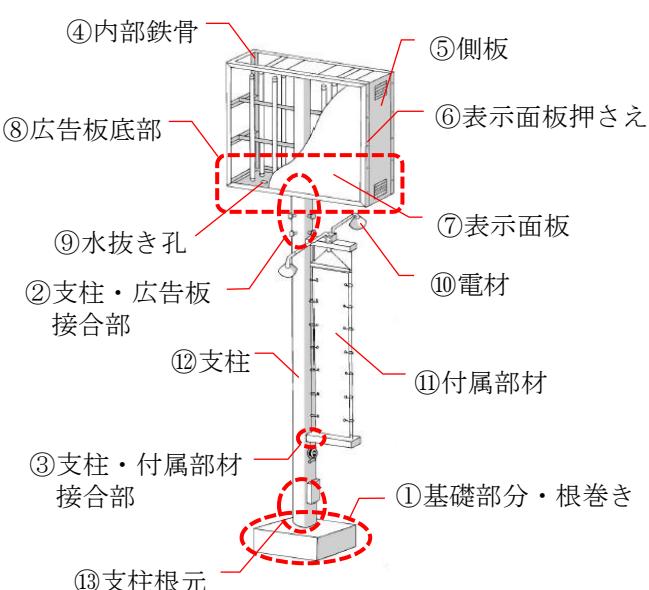
〈特性〉

○建植看板は、風圧を受けやすい形状で支持部及び取付部にかかる負荷が大きいこと、支柱内部に結露水や浸入した水が滞水しやすく腐食しやすいこと、犬の尿や融雪剤等により支柱根元の腐食が促進されること、風や振動で支柱根元や支柱・広告板接合部に金属疲労が生じることなどから、経年劣化しやすい。

○アーチ看板は、特に、支柱内部に結露水や浸入した水が滞水しやすく腐食しやすいこと、犬の尿や融雪剤等により支柱根元の腐食が促進されることなどから、支柱根元が経年劣化しやすい。

■建植看板・アーチ看板の各部の名称

上部構造：①以外
基礎部：①基礎部分・根巻き
⑬支柱根元
支持部：②支柱・広告板接合部
③支柱・付属部材接合部
⑫支柱
広告板：④内部鉄骨
⑤側板
⑥表示面板押さえ
⑦表示面板
⑧広告板底部
⑨水抜き孔
⑩電材
照明装置：⑪付属部材
その他：⑫付属部材



※1 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではない。

※2 アーチ看板は、建植看板を準用する。

（出典：屋外広告物点検技能講習テキスト Ver. 1.00（平成 28 年 12 月、（公社）日本サイン協会・（一社）日本屋外広告業団体連合会）に加筆）

〈劣化等が起こりやすい箇所〉

(基礎部・上部構造)

- 支柱根元内部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって起こり、支柱根元付近からの転倒の要因となる。支柱根元外側の腐食は、犬の尿や融雪剤等によって促進されることがある。
- 支柱と基礎部分・根巻きに生じた隙間、支柱のぐらつきは、振動や雨水の滯水等の影響によって起こり、基礎コンクリートにひびや剥離が発生してコンクリート内部で腐食が進行し、支柱根元付近からの転倒の要因となる。

■劣化等の状態

基礎部・上部構造

〈上部構造全体の傾斜、ぐらつき〉



上部構造全体が傾斜した状態



根巻きと支柱との隙間があり、さ
びが進行した状態



基礎にクラックが入った状態

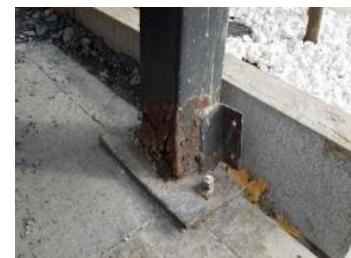
〈鉄骨のさび発生、塗装の老朽化〉



根巻きコンクリートが劣化し、欠
けた状態



支柱、ベースプレート、アンカー
共にさびが顕著な状態



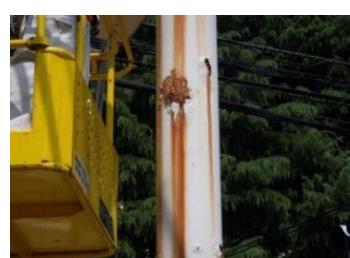
支柱根元の腐食が進行した状態



支柱根元の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態

■劣化等の状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱にさびが発生した状態

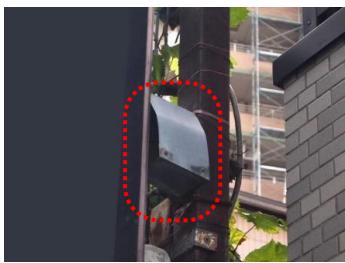
(支持部)

- ・ ブラケットや支柱・広告板接合部の腐食、ボルトの腐食・ゆるみ・脱落、溶接部の破断は、部材同士の隙間に浸入した水の滯水や塗装の劣化、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・ ブラケットの変形は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・ ブラケットカバーの変形や外れは、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、ブラケットカバー内部に水が浸入しやすい状態になる。ブラケットカバーは、水抜き孔を設けていない場合が多く、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって腐食が起こりやすく、ブラケットやアンカーボルトの腐食の要因ともなる。

■劣化等の状態

支持部

〈鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間〉



ブラケットカバーが外れかかった状態



支柱・広告板接合部の腐食が進行した状態



支柱・広告板接合部にさびが発生した状態



支柱・広告板接合部にさびが発生した状態



支柱・ブラケット接合部が腐食した状態



支柱・ブラケット接合部に汚ダレが見られる状態

(広告板)

- 広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となる。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滯水の要因となる。
- 側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となる。
- 側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となる。
- アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となる。
- アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となる。

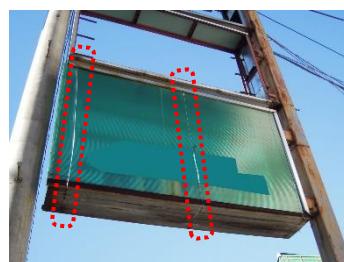
■劣化等の状態

広告板

〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面の継ぎ目からさびが垂れた
状態



外れかかった表示面板を針金で固
定した状態



シート材がはがれかかった状態

〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



側板底面の腐食が進行した状態



側板の腐食が進行した状態



表示面板押さえのさびが進行した
状態

(照明装置)

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となる。ひいては火災や感電等の事故の要因となる。

■劣化等の状態

照明装置

〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉



蛍光灯のホルダーが破損した状態



変圧器（トランス）のさびが進行した状態

(付属部材)

- 振れ止め棒の外れや変形は、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、支持部の強度が保てず広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

付属部材

〈付属部材の腐食、破損〉



幕材を張る部材が破損した状態

(3) 壁面看板

〈定義〉

- 「壁面看板」とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建物壁面に直接取り付けられたものをいう。

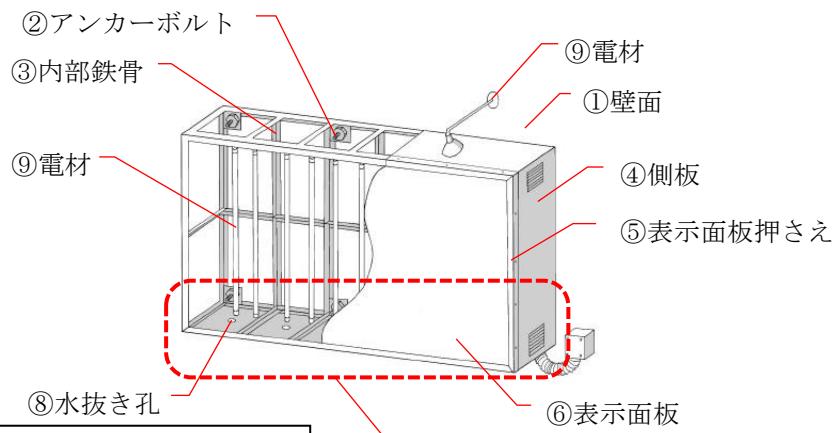
〈特性〉

- 壁面看板は、広告板で広範囲に覆われて取付部が外側から確認できないため、安全性の確認が難しい。

■壁面看板の例



■壁面看板の各部の名称



上部構造 : ①②以外

取付部 : ①壁面

②アンカーボルト

広告板 : ③内部鉄骨

④側板

⑤表示面板押さえ

⑥表示面板

(⑦広告板底部)

(⑧水抜き孔)

照明装置 : ⑨電材

※ 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではない。

(出典：屋外広告物点検技能講習テキスト Ver. 1.00 (平成 28 年 12 月、(公社) 日本サイン協会・(一社) 日本屋外広告業団体連合会) に加筆)

〈劣化等が起こりやすい箇所〉

(取付部)

- ・アンカーボルトのゆるみや脱落は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・アンカーボルトの腐食は、部材同士の隙間に浸入した水の滯水等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ・建物壁面の軀体の鉄骨やコンクリートの老朽化（さび、ひび）は、取付部にかかる負荷や建築材料の劣化によって起こり、屋外広告物本体や外壁ごと落下する要因となる。
- ・防水のため充填されたコーティングの劣化は、紫外線、熱、雨水等によって起こり、隙間から浸入した水で広告板内部や取付部が腐食し、広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

取付部

〈アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形〉



取付部の腐食が進行、汚ダレが見られる状態

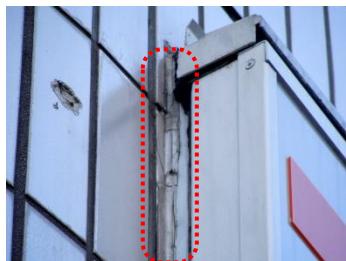


金具が劣化した状態

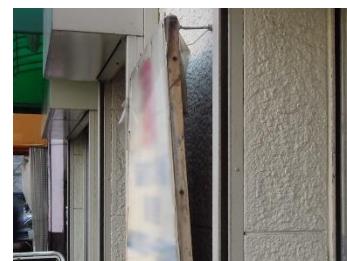


金具が劣化した状態

〈溶接部の劣化、コーティングの劣化等〉



広告板と壁面との隙間のコーティングが劣化した状態



壁面との間に隙間が生じた状態

〈取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常〉

(広告板)

- ・広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滯水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となる。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滯水の要因となる。
- ・側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となる。
- ・側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となる。
- ・アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となる。
- ・アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となる。

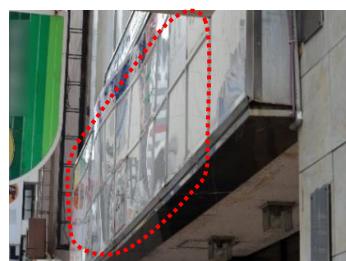
■劣化等の状態

広告板

〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面板が破損（ひび割れ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）し、継ぎ目に隙間が生じた状態



表示面板が外れかかり、継ぎ目に隙間が生じた状態

〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



側板の腐食が進行した状態



側板底面の腐食が進行した状態



側板底面が破損した状態

(照明装置)

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となる。ひいては火災や感電等の事故の要因となる。

■劣化等の状態

照明装置

〈照明装置の不点灯、不発光〉



ランプ球が破損した状態

〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉



ソケットが垂れ下がった状態

〈周辺機器の劣化、破損〉



配線が劣化し、ショートした状態

3. 許可更新の際の安全点検報告書の提出等

屋外広告物条例を制定している地方公共団体では、屋外広告物の所有者等が更新許可申請を行う際に、安全点検報告書の添付を求めている場合が多いが、地方公共団体によって、安全点検報告書の様式に記載している点検項目・点検内容が様々である。

特に、安全点検報告書の点検項目・点検内容を6項目又は7項目しか設定していない地方公共団体が大半である。(23、24ページの資料1、2を参照)

そこで、より一層、安全性の確保を図る観点から、安全点検報告書の点検項目・点検内容を細分化し実効性を高める必要があるため、前述の劣化等が起こりやすい箇所を踏まえ、点検箇所・点検項目等を以下に示す。

(1) 点検箇所・点検項目

〈点検箇所〉 基礎部・上部構造

〈点検項目〉

- 上部構造全体の傾斜、ぐらつき



上部構造全体が傾斜した状態



上部構造全体が傾斜した状態

- 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき



基礎にクラックが入った状態



根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行した状態

- 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化



支柱、ベースプレート、アンカー共にさびが顕著な状態



支柱根元の腐食が進行した状態

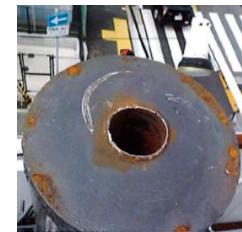
〈点検箇所〉 支持部

〈点検項目〉

- ・鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間



鉄骨接合部（溶接部）が腐食している状態
(左図拡大)



鉄骨接合部（プレート）が破損している状態
(左図拡大)

- ・鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落



ボルトのゆるみや欠落した状態
(左図拡大)

〈点検箇所〉 取付部

〈点検項目〉

- ・アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形



所定の場所にアンカーボルトがない状態
取付部プレートが腐食している状態

- ・溶接部の劣化、コーティングの劣化等



取付部の溶接部が劣化している状態

コーティングが劣化した状態

- ・取付対象部（柱・壁・スラブ）・
取付部周辺の異常



壁面にひびが生じた状態



壁面との間に隙間が生じた状態

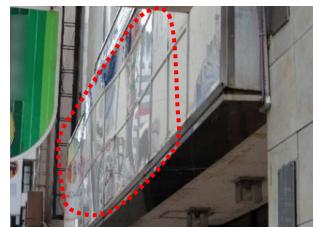
〈点検箇所〉 広告板

〈点検項目〉

- ・表示面板・切り文字（※）等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
- ※ シート、金属板、プラスチック板などを切り抜いて作った文字等。



表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態



表示面板が変形（たわみ）した状態

- ・側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損



表示面板押さえのさびが進行した状態



(左図拡大)

- ・広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり



広告板底部の腐食が進行した状態



(左図拡大)



水抜き孔が詰まった状態



(左図拡大)

〈点検箇所〉 照明装置

〈点検項目〉

- ・照明装置の不点灯、不発光（※）

※ 電球がつかない状態を不点灯、蛍光灯やネオンがつかない状態を不発光という。



ランプ球の一部が不点灯の状態



ネオンの一部が不発光の状態

- ・照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水



ソケットが垂れ下がった状態



ソケットが垂れ下がった状態

- ・周辺機器（※）の劣化、破損

※ 分電盤、配線、変圧器（トランス）、スイッチ等。



変圧器（トランス）のさびが進行した状態



配線が劣化し、ショートした状態

〈点検箇所〉 その他

〈点検項目〉

- 付属部材（※）の腐食、破損

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、
その他付属品。



振れ止め棒が変形した状態



(左図拡大)



幕材を張る部材が破損した
状態



(左図拡大)

- 避雷針の腐食・損傷

(2) 安全点検報告書による確認のための留意事項

- (1) を踏まえ、安全点検報告書の様式（案）を22ページに示している。
また、安全点検報告書の様式に、点検者の氏名・住所・電話番号・資格名称を記載する欄（項目）を設けるとともに、点検者の資格を証する書面の写しを添付させることにより、地方公共団体が屋外広告物条例施行規則等で定める点検者の資格要件を満たしていることを確認すること。
- 点検方法については、原則として、目視、打診等により、損傷、変形、腐食等の異常の有無を確認させること。
- 安全点検報告書には、屋外広告物の全景写真を添付させること。
また、必要に応じて、点検箇所・点検項目の状態が把握できるカラー写真や補修等を行った箇所の補修前後のカラー写真を提出させること。
- 安全点検報告書及び添付書類だけでは、安全性を確認することが困難な場合は、屋外広告物の所有者等に対して安全性について確認を行うとともに、必要に応じて、現地確認を行うこと。

(3) 所有者等における定期的な点検の実施

- 地方公共団体が屋外広告物の許可更新時に、所有者等に求めている安全点検とは別に、所有者等に実効性のある点検を年1回程度実施させることが望ましい。

(参考) 前記(1)、(2)、(3)を反映した安全点検報告書の様式(案)

屋外広告物安全点検報告書(案)

年 月 日

(あて先) ○○市長

報告者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類	屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他			
設置場所	○○市 区 町 丁目 番 号			
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日	
点検者(管理者)	氏名			
	住所			
	電話番号			
	資格名称			
点検箇所	点 檢 項 目	異常の有・無	改 善 の 概 要	
上部構造部・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 付属部材(※)の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項()	有	無	

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

注) 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。

【資料1：点検項目が6項目の例】

屋外広告物自己点検報告書

○○県屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

年　月　日

○○県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

電 話 ()

〔法人にあつては、事務所の所〕

在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の点検結果は、事実に相違ありません。

屋外広告物管理者 住所

氏名

電話 ()

資格

記

1 屋外広告物の概要

(1) 表示又は設置の場所

(2) 表 示 内 容

(3) 設 置 年 月 日 年 月 日

(4) 前 回 許 可 年 月 日 第 号

2 点検結果

点 檢 項 目	※異状の有・無	改 善 の 概 要
(1) 取付け(支持)部分の变形又は腐食	有 • 無	
(2) 主要部材の变形又は腐食	有 • 無	
(3) ボルト、ビス等のさび	有 • 無	
(4) 表示面の汚染、変色又ははく離	有 • 無	
(5) 表 示 面 の 破 損	有 • 無	
(6) その他特に点検した箇所	有 • 無	

(注意) 1 屋外広告物管理者の欄は、○○県屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置している場合のみ記入してください。この場合、資格の欄には、○○県屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。

2 ※印のある欄は、該当するものを○で囲んでください。

【資料2：点検項目が7項目の例】

年　月　日																									
市町長様																									
点検者（屋外広告物等管理者） 住所 氏名 電話番号	印																								
屋外広告物等安全点検報告書																									
1. 点検した屋外広告物等																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">広告物等の種類</td> <td style="width: 30%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">現在の</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">年　月　日</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> </table>		広告物等の種類		現在の	年　月　日	設置場所																			
広告物等の種類		現在の	年　月　日																						
設置場所																									
2. 点検結果と補修状況																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">点検項目</th> <th style="width: 30%;">点検結果</th> <th style="width: 30%;">補修等の措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要構造部分の変形、破損、腐食等</td> <td>良・不良</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボルト・ビス・接合部の変形、破損、腐食等</td> <td>良・不良</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支持・緊結部分の変形、破損、腐食等</td> <td>良・不良</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示板面の汚染、退色、はく離等</td> <td>良・不良</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示板面の変形、破損、腐食等</td> <td>良・不良</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート部の割れ、亀裂、はく離等</td> <td>良・不良</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他必要な点検箇所 ()</td> <td>良・不良</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		点検項目	点検結果	補修等の措置の内容	主要構造部分の変形、破損、腐食等	良・不良		ボルト・ビス・接合部の変形、破損、腐食等	良・不良		支持・緊結部分の変形、破損、腐食等	良・不良		表示板面の汚染、退色、はく離等	良・不良		表示板面の変形、破損、腐食等	良・不良		コンクリート部の割れ、亀裂、はく離等	良・不良		その他必要な点検箇所 ()	良・不良	
点検項目	点検結果	補修等の措置の内容																							
主要構造部分の変形、破損、腐食等	良・不良																								
ボルト・ビス・接合部の変形、破損、腐食等	良・不良																								
支持・緊結部分の変形、破損、腐食等	良・不良																								
表示板面の汚染、退色、はく離等	良・不良																								
表示板面の変形、破損、腐食等	良・不良																								
コンクリート部の割れ、亀裂、はく離等	良・不良																								
その他必要な点検箇所 ()	良・不良																								
注																									
1 点検項目ごとに点検結果の良・不良に○印を入れ、不良の場合は補修等の措置の内容も記入してください。 2 点検者（屋外広告物等管理者）の印を押してください。 3 報告内容について虚偽であることが判明した場合、更新の許可を取り消す場合があります。 4 広告物等の現況および点検実施の様子がわかるカラー写真を添付してください。																									

4. 地方公共団体が安全パトロール等を行う場合の現地確認方法

地方公共団体が安全パトロール等において現地確認を行う際に、確認することが望ましい確認箇所及び確認方法、現地確認により異常を確認した場合の対応等を以下に示す。

(1) 望ましい確認箇所と確認方法

- 現地確認では、支柱根元や支持部、広告板底部の腐食、側板等の変形・破損・部材の欠落、表示面板の継ぎ目など、下表に示す「望ましい確認箇所・確認内容」により確認することが望ましい。
- 現地確認は、路上からの目視を基本とする。

■望ましい確認箇所・確認内容

確認箇所	確認内容	突出看板	アーチチク看板	壁面看板	備考
基礎部・上部構造	1 屋外広告物本体の傾き（突出看板：建物壁面から垂直になっているか）	○	○	○	
	2 支柱根元の腐食、支柱と基礎部分・根巻きに生じた隙間、支柱ぐらつき		○		
支持部	1 ブラケット・取付部の腐食（建物壁面にさびなどの汚ダレがある）	○	○		
	2 支柱・広告板接合部の腐食・がたつき（隙間がある）		○		
取付部	1 建物壁面にさびなどの汚ダレ	○		○	
	2 屋外広告物・壁面の隙間、壁面のひび、はらみ、浮き	○		○	
広告板	1 表示面板のひび、破損、変形（たわみ）、外れ、継ぎ目（隙間）	○	○	○	
	2 側板の変形（ゆがみ、隙間）	○	○	○	
	3 側板の破損、部材の欠落	○	○	○	
	4 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	○	○	○	
照明装置	1 照明器具の傾き、外れ	※	※	※	外照式
	2 照明の不点灯（夜間確認）	※	※	※	

○印は、確認箇所・確認内容に該当する看板の種類を示している。

※ 照明装置が付いているもののみ。

①突出看板

〈特に重要な確認箇所〉

○突出看板の以下の箇所は、特に重要な確認箇所である。

- ブラケット
- ブラケットカバー
- 広告板底部
- 水抜き孔

■突出看板の特に重要な確認箇所



ブラケット



ブラケットカバー



広告板底部



水抜き孔

〈突出看板の現地確認を行う上でのポイント〉

- 外側からブラケット、広告板内部、取付部が確認できない場合には、ブラケットカバーや広告板底部の腐食、壁面のさび等の汚ダレが目安となる。こうした状態が見られる場合には、内部や取付金具等外側から見えない場所で腐食の進行が懸念される。
- 水抜き孔が詰まっている場合には、さびの剥離が生じる著しい腐食、広告板内部に水が滯水し、広告板底部の腐食の進行が懸念される。
- 表示面板の伸縮・劣化は、アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）が目安となる。
- 照明の不点灯は、配線不良や漏電等に起因する場合があるため、電気設備の不具合が懸念される。

■突出看板における危険な状態の代表的な例

1. 上部構造



屋外広告物本体の傾き

2. 支持部



ブラケット・取付部の腐食 (ブラケット)

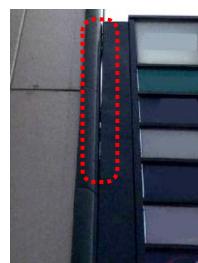


ブラケット・取付部の腐食 (ブラケットカバー)

3. 取付部



壁面の汚ダレ



屋外広告物・壁面の隙間、壁面のひび、はらみ、浮き



表示面板のひび、破損、変形 (たわみ)、外れ、継ぎ目 (隙間)



側板・表示面板押さえの変形・破損・部材の欠落

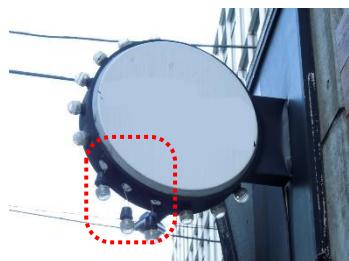


広告板底部の腐食

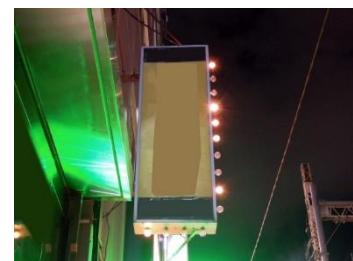


水抜き孔の詰まり

5. 照明装置



照明器具の傾き、外れ



照明の不点灯

その他

(塗装剥離、腐食など)

②建植看板・アーチ看板

〈特に重要な確認箇所〉

- 建植看板の以下の箇所は、特に重要な確認箇所である。なお、アーチ看板の特に重要な確認箇所は、支柱根元である。
 - 支柱根元
 - 支柱・広告板接合部

■建植看板・アーチ看板の特に重要な確認箇所



支柱根元



支柱・広告板接合部

〈建植看板・アーチ看板の現地確認を行う上のポイント〉

- 外側からブラケット、支柱・広告板接合部、広告板内部が確認できない場合には、ブラケットカバーや広告板底部の腐食、支柱・広告板接合部のさび等の汚ダレが目安となる。こうした状態が見られる場合には、内部や取付金具等外側から見えない場所で腐食の進行が懸念される。
- 水抜き孔が詰まっている場合には、さびの剥離が生じる著しい腐食、広告板内部に水が滯水し、広告板底部の腐食の進行が懸念される。
- 表示面板の伸縮・劣化は、アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）が目安となる。
- 照明の不点灯は、配線不良や漏電等に起因する場合があるため、電気設備の不具合が懸念される。

■建植看板・アーチ看板における危険な状態の代表的な例

1. 基礎部・上部構造



屋外広告物本体の傾き

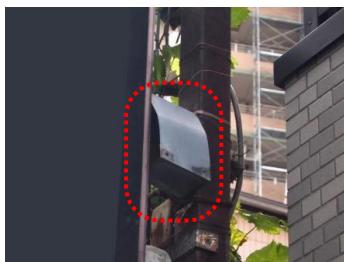


支柱根元の腐食、支柱と基礎部分・巻きに生じた隙間、支柱ぐらつき



その他（支柱の腐食など）

2. 支持部



ブラケット・取付部の腐食（ブラケットカバー外れ）



支柱・広告板接合部の腐食・隙間



広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり



その他（塗装剥離、腐食など）

3. 広告板



表示面板のひび、破損、変形（たわみ）、外れ、継ぎ目（隙間）

③壁面看板

〈特に重要な確認箇所〉

○壁面看板の以下の箇所は、特に重要な確認箇所である。

- ・側板、表示面板押さえ
- ・表示面板の継ぎ目

■壁面看板の特に重要な確認箇所



側板



表示面板押さえ



表示面板の継ぎ目

〈壁面看板の現地確認を行う上でのポイント〉

- 外側から広告板内部、取付部が確認できない場合には、広告板底部の腐食、壁面のさび等の汚ダレが目安となる。こうした状態が見られる場合には、内部や取付金具等外側から見えない場所で腐食の進行が懸念される。
- 水抜き孔が詰まっている場合には、さびの剥離が生じる著しい腐食、広告板内部に水が滯水し、広告板底部の腐食の進行が懸念される。
- 表示面板の伸縮・劣化は、アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）が目安となる。
- 照明の不点灯は、配線不良や漏電等に起因する場合があり、電気設備の不具合が懸念される。

■壁面看板における危険な状態の代表的な例

1. 上部構造

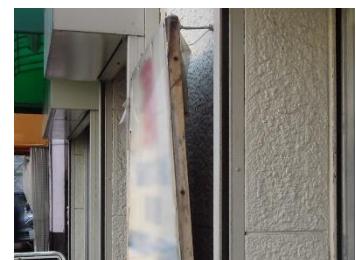


屋外広告物本体の傾き

2. 取付部

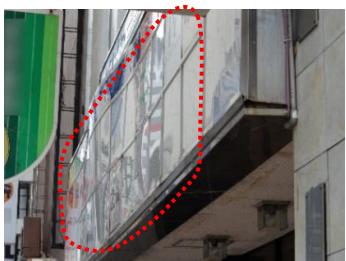


さびなどの汚ダレ

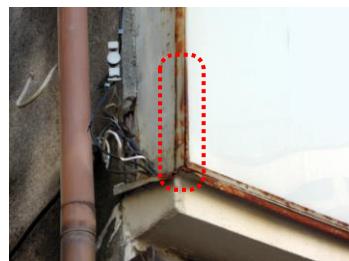


屋外広告物・壁面の隙間、壁面のひび、はらみ、浮き

3. 広告板



表示面板のひび、破損、変形 (たわみ)、外れ、継ぎ目 (隙間)



側板・表示面板押さえの変形 (ゆがみ、隙間)



側板・表示面板押さえの腐食、破損・部材の欠落

4. 照明装置



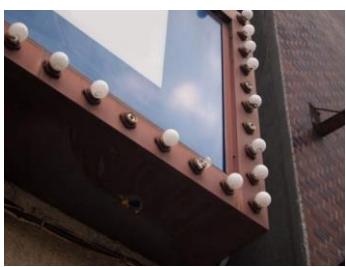
広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり



その他 (塗装剥離、腐食など)



照明器具の傾き、外れ



照明の不点灯

（2）専門業者への現地確認調査の委託

- 地方公共団体において、人員や専門知識が不足し、現地確認を実施できる体制にない場合は、必要に応じて、屋外広告物の安全点検に関する専門的な知識を有する者に現地確認調査を委託することが考えられる。

（3）異常を確認した場合の対応

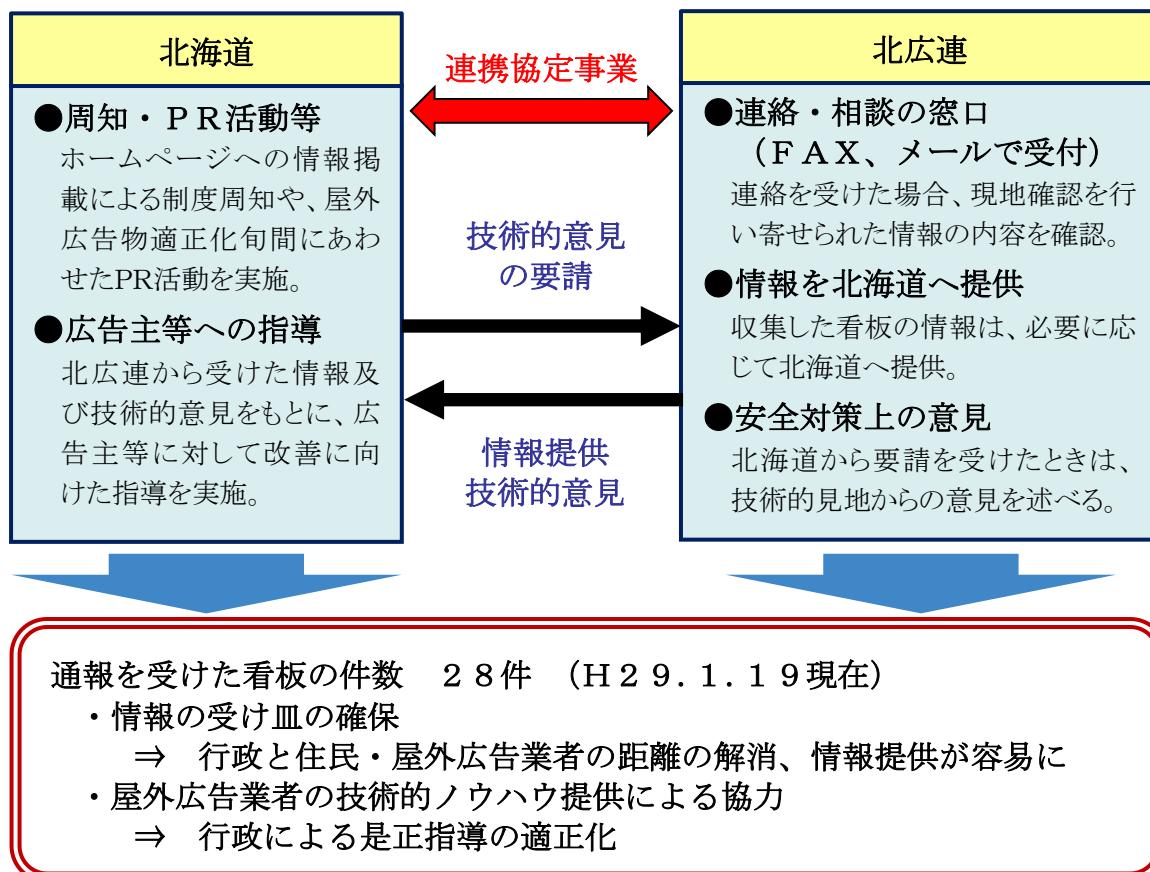
- 現地確認により屋外広告物の損傷、腐食、劣化その他の異常を確認した場合は、屋外広告物の所有者等に対して、速やかに安全点検や補修等の措置を講じるよう是正指導を行うこと。
- 特に落下・転倒等のおそれがある場合には、速やかに応急措置を行い、撤去・改修等の必要な措置を講じるよう、屋外広告物の所有者等に対して、厳しく是正指導を行うこと。

5. 地方公共団体の安全対策に係る取組事例

(1) 北海道における取組事例

○屋外広告セーフティホットラインの開設～官民連携で看板の安全対策～

北海道では、様々な屋外広告物（以下、看板という。）の安全対策を進めるため、（一社）北海道屋外広告業団体連合会（以下、北広連という。）と連携し、落下のおそれがある危険な看板などに関する連絡・相談の受け皿の一つとして、一般住民からの連絡・相談を受け付ける「屋外広告セーフティホットライン」を平成27年4月1日から開設。



(参考)本取組みは、良好な広告景観の形成に向けて、北海道と北広連が平成24年度から締結している連携協定に基づき実施する事業の一つ。

○官民連携屋外広告物安全対策パトロール

北海道では、平成27年度から、毎年9月の1ヶ月間、北海道と（一社）北海道屋外広告業団体連合会が合同で「官民連携屋外広告物安全対策パトロール」を実施している。

北海道の14の各振興局が人通りの多い市町のエリアをそれぞれ設定し、当該市町、（一社）北海道屋外広告業団体連合会と連携して、エリア内の屋外広告物を目視により確認する。その結果、危険又は要点検と判定されたものについて、文書通知による注意喚起を行うとともに、違反広告物に対する是正指導も併せて行っている。

調査結果に基づき危険度判定を実施

調査した結果を、（一社）北海道屋外広告業団体連合会会員に専門的視点から判定してもらい、危険又は要点検と判定した広告物を、危険度A～Cに区分。

【判定基準】

区分	内容	状態の例
A	早急な処置が必要 (明らかに危険)	<ul style="list-style-type: none">・はく離、割れ、錆びの進行が進んでいる。・元々強度不足と思われる物件。・上記が原因で落下、飛散、倒壊の恐れがある。
B	早急な点検が必要 (表面上明らかに異常)	<ul style="list-style-type: none">・はく離、劣化、割れ、変形があり、修理が必要と思われる物件。
C	内部点検が必要 (表面上に少しの異常)	<ul style="list-style-type: none">・板金外部等に錆びダレ、シート貼り内部（下部等）に錆びによるタレ・ふくらみがあり、看板内部に錆びの進行が予想される物件（内部を開かなくてはわからない物件）。



危険又は要点検(A～C)と判定された看板の所有者等への指導及び結果

- ①文書通知により注意喚起
- ②違反広告物に対する是正指導



15件が改善済み又は改善予定

26件が詳細な点検を実施済み又は実施予定（H28実績）

(2) 金沢市における取組事例

○屋外広告物危険度判定業務の実施について

【概要】

金沢市では、屋外広告物の落下事故を未然に防ぐため、平成27年度から、市内中心部を中心に、広告物の専門家である石川県屋外広告業協同組合（以下、組合という。）に、主に突出看板等の危険度判定業務を委託（契約期間は約1年間）し、危険度が高いと判定されたものは、市が改修等の指導を行い、屋外広告物の安全強化を図っている。

【委託業務内容】

落下の可能性のある全ての突出看板（許可申請不要な看板を含む）を中心に、ボルトの緩み、取付部の劣化及び看板面の破損等を目視により点検する。点検の結果、即座に修繕又は撤去が必要なものについては即日、組合より市に報告してもらう。

【危険度判定区分】

調査した結果を、以下の危険度A～Cに区分。

- ・危険度A・・・落下等の恐れがなく、安全上問題ない。
- ・危険度B・・・多少の劣化が見られ、詳細な安全点検が必要である。
- ・危険度C・・・当該広告物に重大な欠陥が見られ、即座に修繕もしくは撤去が必要である。

【危険度Cの事例】



【実施状況】

※H27は市内中心部の主要路線、H28は25商店街で実施。

実施年度	調査件数	うち危険度Cと判定されたもの	是正件数(是正率)
平成27年度	327件	40件	34件(是正率85%)
平成28年度 ※H29.1現在	394件	36件	17件(是正率47%)

(3) 広島市における取組事例

○商店街における危険な突出看板の実態把握について

広島市が、平成27年8月～11月に、商店街振興組合の協力のもと、専門業者に委託し、市内中心部の繁華街である「中の棚商店街」における危険な突出看板の実態把握調査を行った事例。

商店街に安全面に課題のある突出看板がどの程度あるのかを、屋外広告士等の有資格者が地上からの目視調査により把握し、そのうち、看板の軸体を構成する鉄骨や看板本体が腐食している可能性があるものについて、高所作業車による詳細調査で内部点検を行い、異常が認められた危険な看板について広告主に撤去や改善措置の提案を行ったもの。



中の棚商店街の様子

◇実態調査1(目視調査)

- ・調査期間: 平成27年8月26～27日 (2日間)
- ・調査対象: 全ての突出看板及びアーチ看板 全89件
- ・調査手法: 地上からの目視

◇目視調査の結果と対応

外観とさびの発生状況などから、看板の軸体を構成する鉄骨等が腐食している可能性がある突出看板**10件**について、詳細調査を実施。



底部が腐食していた看板の例

◇実態調査2(詳細調査)

- ・調査期間: 平成27年11月27日及び30日 (2日間)
- ・調査対象: 詳細調査が必要とされた突出看板10件
- ・調査手法: 高所作業車による近接触手及び内部確認

◇詳細調査の結果と対応

詳細調査を実施した10件全てに異常が認められ、商店街振興組合を通じて看板所有者に点検結果の情報提供と改善措置の提案を行った。その結果、10件のうち安全対策の緊急性が高いとされた看板7件について、**5件が撤去、2件が修繕**を行った。



支持部が腐食していた看板の例

《まとめ》

◇詳細調査による内部点検の重要性について

- ・目視による**日常的な点検調査**に加え定期的に**詳細調査**を行い、内部の状況も含めて**広告主が十分に把握すること**
- ・適切な**内部点検方法の確立**
- ・専門業者の**モラル・技術の向上と知見の蓄積**

◇商店街等の地域単位での取組の有効性について

- ・**地域単位での取組**が安全管理に対する意識付けにつながるきっかけになる
- ・個別対応より点検費用が安くなり**コスト面でも有効**

(4) 佐賀市における取組事例

○佐賀市危険屋外広告物緊急調査

平成27年2月に発生した札幌市の看板落下事故を受けて、平成27年3月に、(一社)佐賀県建築士会へ委託(契約期間 H27.3.25～H27.3.31)し、許可不要の小規模な屋外広告物が多い中心市街地を中心に、危険な屋外広告物がないか目視による調査を行った。危険性が確認されたものについては、所有者を調査し、安全点検や補修等の必要な措置を行うよう文書指導を行った。

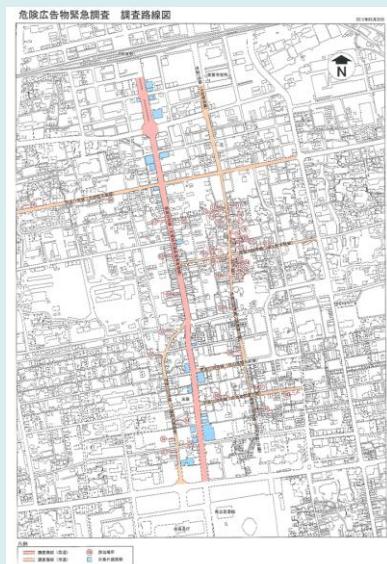
調査概要

調査対象	建築物の外部に設置されている屋外広告物
調査方法	目視
調査項目	機器本体の劣化及び損傷 支持部分等の劣化及び損傷 その他危険と思われる箇所
調査場所	中心市街地に面する主要な道路 全長約 5.3 km
調査者	一般社団法人 佐賀県建築士会 (4名)

(調査様式)

調査日：2015年03月26日
調査者：[REDACTED]
番号：(31)
路線名：県道29号線（主要地方道佐賀伊藤線）
住所：
店舗名：
種類：□広告板 □広告塔 ■垂れ突出広告物 □壁面広告物 □広告幕
□その他（ ）
状況：【該当部分】
□機器本体の劣化及び損傷
■支持部分等の劣化及び損傷
□その他（ ）
【特記事項】
本体先端が下がっているため、支持部分が破損または変形しているものと思われる。
写真
[REDACTED] 該当部分
[REDACTED] 該当部分

(調査路線図)



調査結果

危険屋外広告物の報告件数	40件
--------------	-----

指導結果

所有者が判明したものへの通知件数	35件
改善する旨の回答件数	16件
改善が確認された件数	6件

6. 用語の解説

- 安全点検 「屋外広告物条例ガイドライン（案）」に示されている「点検」。
- 安全点検報告書 「屋外広告物条例ガイドライン（案）運用上の参考事項」に示されている「安全点検報告書」。
- 内部点検 外側から目視で確認できない箇所について、カバーを開けたり機器等を用いて内部の状況を確認する点検。
- 突出看板 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して製作されたものであって、壁面から突き出して取り付けられた屋外広告物。
- 建植看板 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して製作されたものであって、地上に建てられた屋外広告物。ただし、アーチ看板を除く。
- 壁面看板 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して製作されたものであって、建物壁面に取り付けられた屋外広告物。ただし、突出看板を除く。
- アーチ看板 金属等の耐久性のある材料を使用して製作されたものであって、道路上等の空中を横断し、アーチ状に建植された物件を利用して、広告内容を表示する屋外広告物。

※ 各部の名称については、p. 2、7、12「各部の名称」を参照。